

## 東京都子供・若者計画（第2期）の概要

## 計画の性質

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画（第2期：令和2年度～令和6年度）
- 対象は、乳幼児期～青年期（0歳～30歳未満※） ※施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）まで



**理念** 全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援すること

## 基本方針

## I：全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

## II：社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組等
- 2 被害防止と保護

## III：子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

## 施策推進の視点

## 1. 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要

## 2. 子供・若者の状況に応じて支援する視点

子供・若者のライフステージ※を見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が必要

※乳幼児期・学童期・思春期・青年期（ポスト青年期）

## 3. 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

複合的な課題に対応するため、関係機関等※との連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要

※学校、地域、社会、家庭等

## 施策の展開

庁内関係8局等に加え、国の3機関も含め、約400事業の施策を一覧化

## 推進体制等の整備

- ・ 都の役割（子供・若者支援協議会等の運営、区市町村・民間団体との連携等）
- ・ 区市町村の役割（子供・若者施策の着実な推進、子供・若者支援協議会の設置等）
- ・ 関係機関との連携強化

# 子ども基本法・子ども若者育成支援推進法

## 子ども基本法（令和5年4月施行）

- 【第2条】
- 1 この法律において「**子ども**」とは、**心身の発達の過程にある者**をいう。
  - 2 この法律において「**子ども施策**」とは、**次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策**をいう。
    - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
    - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
    - 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

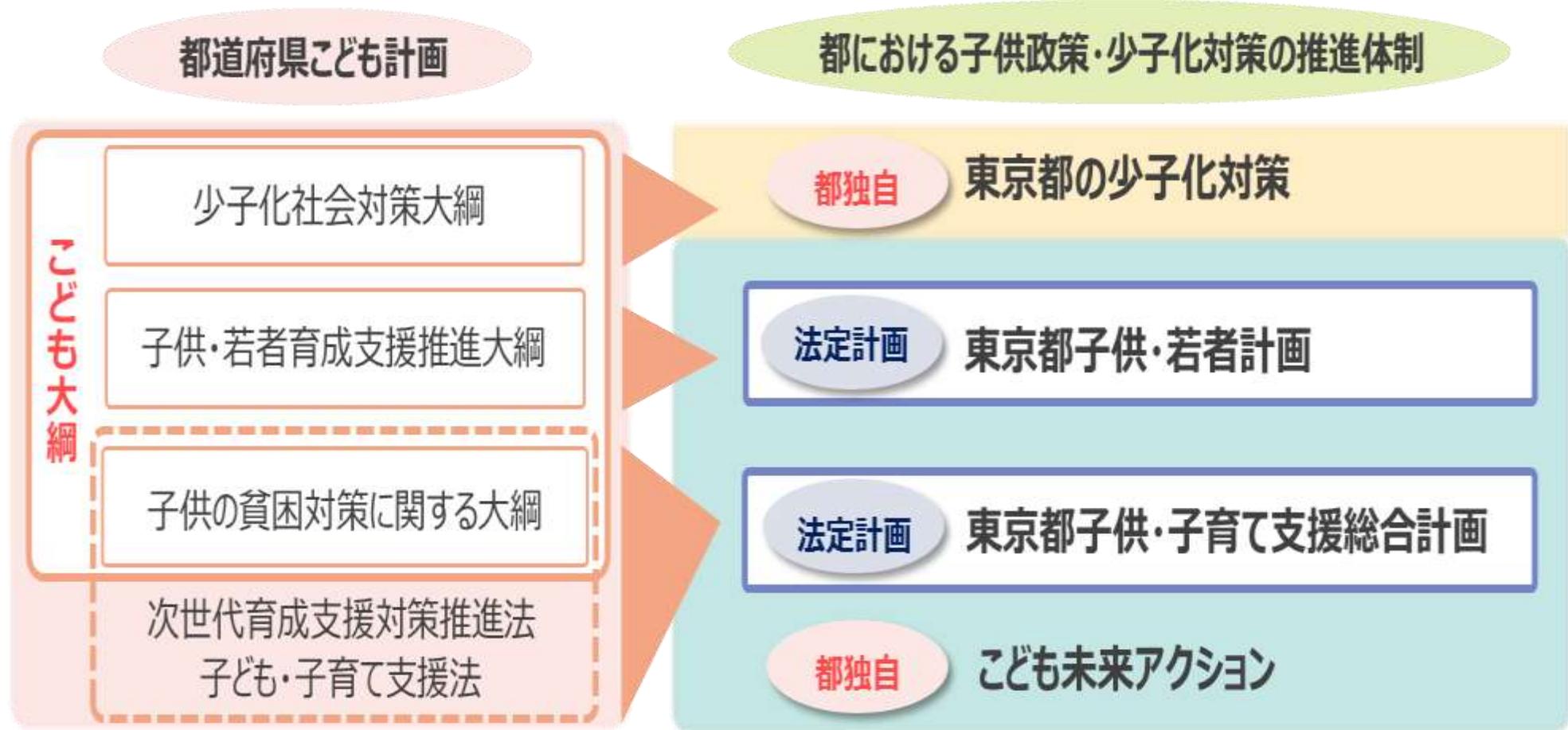
- 【第11条】 国及び**地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする**

- 【第9条】 **政府は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（以下「子ども大綱」という。）を定めなければならない。**

- 3 **子ども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。**
  - 一 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 **子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項**
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

## 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）

- 【第8条】
- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 **子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針**      二 **子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項**
      - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
      - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
    - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項      ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項



▶▶▶ 「こども大綱（子ども・若者育成支援推進法第8条第2項の各号に定める内容に該当する部分）」  
を勘案し、「子供・若者計画」を策定する必要

# 第34期 東京都青少年問題協議会の開催について

## 東京都青少年問題協議会

### 《目的》

青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し意見を具申

### 《構成》

会長：都知事

委員：区長・市長（各1名）都議会議員（6名）

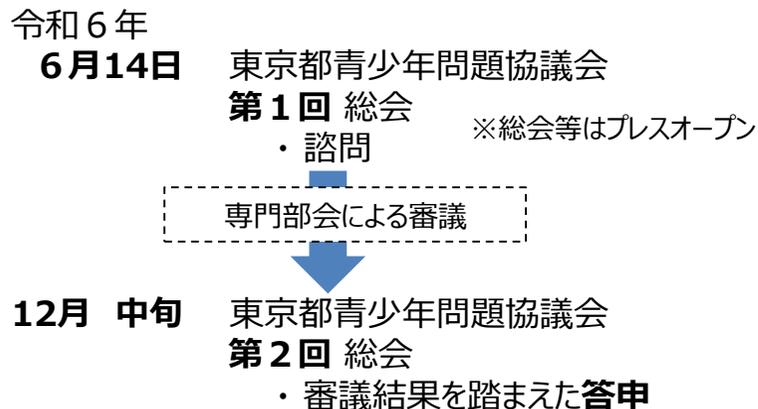
学識経験者 関係行政庁 庁内関係局

《任期》 令和6年6月から2年間

## 第34期 諮問事項

### 「東京都子供・若者計画（第2期）の改定について」

## 今後のスケジュール



## 第34期 検討の進め方

### 1 計画改定に当たって当事者から意見聴取

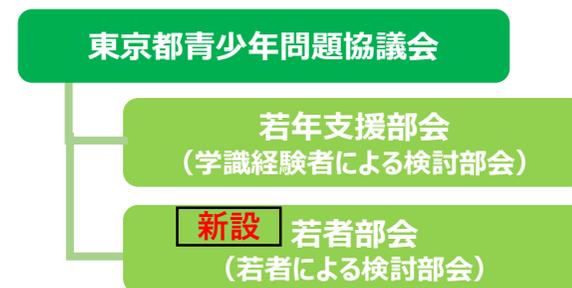
孤独・孤立、ヤングケアラーなど子供・若者の社会課題が顕在化

→ 計画改定に当たっては、**困難を抱えた若者の意見聴取**を行い学識経験者たちの議論に反映

### 2 NPO等の若者たちと施策検討

NPO等で若者支援に当たっている20代30代の青年たちで構成する「若者部会」を新たに設置

→ 「若者部会」では、声を上げづらい困難を抱えた若者の意見を今後継続的に聴取していく具体的な仕組みを検討



### 3 生文入局と政策企画局で事務局を共同運営

「若年支援部会」と「若者部会」の両部会に政策企画局が共同事務局として加わり、青少協の議論を各分野の所管局と調整

## 1 こども大綱等を踏まえた改定のポイント・論点

- 大綱を踏まえ、施策推進の視点の柱に子供・若者を権利の主体として認識することや、ウェルビーイングの観点を新たに加え、これまでも記載のあった意見を聞きながら支援に反映すること、ライフステージを見通した切れ目のない支援を柱として立てる。
- 孤独・孤立対策推進法の施行や子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、困難な状況ごとの取組に「孤独・孤立」「ヤングケアラー・若者ケアラー」を加える。
- こども基本法や大綱を踏まえ、子供・若者支援施策の具体的な展開に子供・若者の意見聴取等の取組を反映
- 大綱において、当事者の視点に立った数値目標が設定されたことを踏まえ、都においてもウェルビーイングの向上を目指す数値目標を設定

## 2 こども基本法や東京都こども基本条例、こども大綱を踏まえ、子供・若者への意見聴取の取組を実施

- 地域の居場所を利用している若者や若者ケアラーから意見を聴取し、計画改訂の議論に活用
- 今後、困難を抱える若者から意見を聴取していく仕組み等を若者部会で検討
- 子供政策連携室が実施する子供の意見を聴く取組の結果を活用

## 3 第2期計画策定時（令和2年4月）以降の関連する都の計画策定（改定）を反映

- 東京都男女平等参画推進総合計画（令和4年3月）
- 東京都自殺総合対策計画（第二次）（令和5年3月）
- 第11次東京都職業能力開発計画（令和5年3月）
- 「未来の東京」戦略 version up 2024（令和6年1月）
- 東京都の少子化対策2024（令和6年2月）
- こども未来アクション2024（令和6年2月）
- 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年3月）
- 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年3月）
- 東京都地域福祉支援計画（中間見直し）（令和6年3月）
- 東京都保健医療計画（令和6年3月）
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（令和6年3月）

## 4 その他

- 都が今年度内に策定する「子供・子育て支援総合計画」「ひとり親家庭自立支援計画」「社会的養育推進計画」と整合を図る。